

平成28年4月からの清川村の確認申請について

平成28年4月1日より、清川村の消防事務が厚木市へ委託されることに伴い、建築確認申請の手続きの方法が変わりますのでご注意ください。

◎消防窓口

厚木市消防本部予防課予防査察係
(厚木市寿町3-4-10)

◎適用する条例等

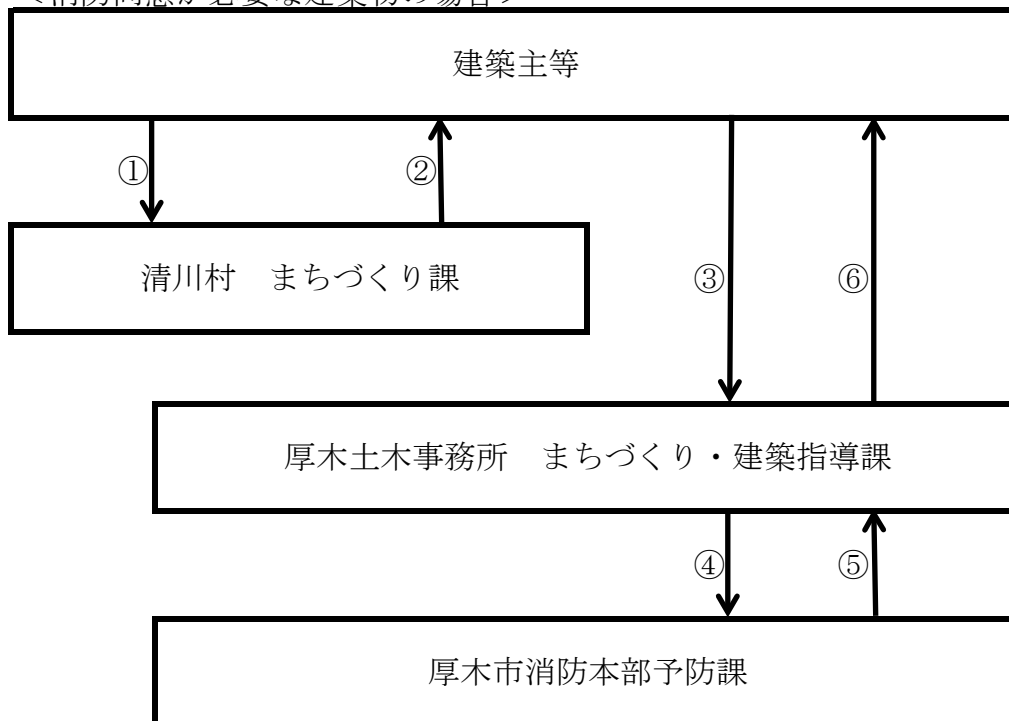
『厚木市火災予防条例』及び『厚木市火災予防条例等施行規則』

厚木土木事務所へ確認申請を行う場合の手続き方法は以下のとおりです。

※ 指定確認検査機関の場合は、各機関へご確認ください。

※ 構造計算適合性判定が必要な建築物は別途、構造計算適合性判定機関への手続きが必要です。

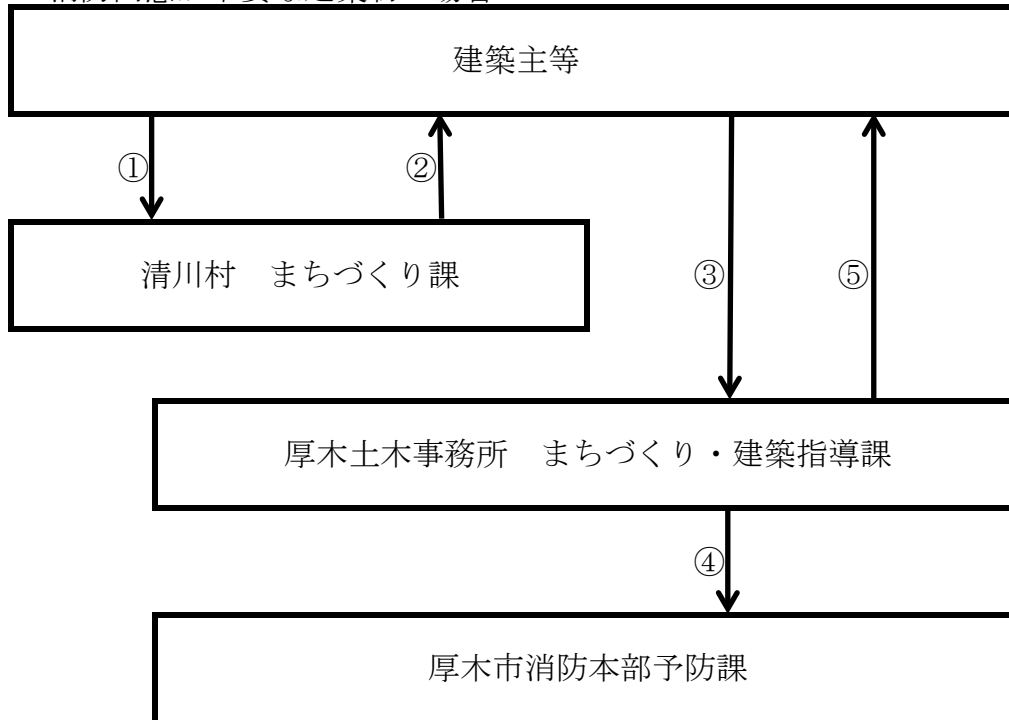
<消防同意が必要な建築物の場合>



確認申請書の部数等

- ① 3部 (正・副・村控え用) 提出
- ② ①のうち、村控え用を除く2部に経由印を押して返却
- ③ ②で返却された正・副2部+消防同意用2部、合計4部提出
※ 消防同意用書類には厚木市指定の書式『建築申請消防資料提出書』を添付してください (書式は上記消防窓口で入手してください)。
- ④ 消防同意用2部提出
※ 厚木土木事務所より提出。
- ⑤ 消防同意が得られた後、1部返却
- ⑥ 建築基準関連規定に適合する場合、確認済証と共に副本を返却

<消防同意が不要な建築物の場合>



(確認申請書の部数等)

- ① 3部 (正・副・村控え用) 提出
- ② ①のうち、村控え用を除く2部に経由印を押して返却
- ③ ②で返却された正・副2部+消防通知用1部、合計3部提出
※ 消防通知用書類には厚木市指定の書式『建築申請消防資料提出書』を添付してください (書式は上記消防窓口で入手してください)。
- ④ 消防通知用1部提出
※ 厚木土木事務所より提出。
- ⑤ 建築基準関連規定に適合する場合、確認済証と共に副本を返却